

## 令和2年度組織改正について

執行体制の効率化及び区民サービスの向上等を図るため、令和2年度に実施を予定している組織改正の概要は次のとおりです。

なお、別紙の分掌事務は、今後の調整で変更となる場合があります。

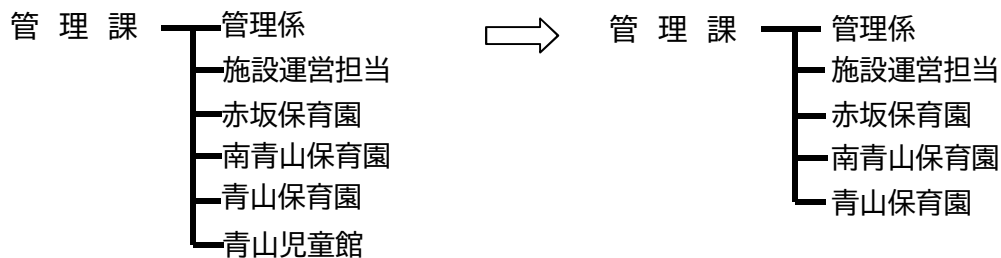
### 1 実施時期 令和2年4月1日

### 2 組織改正の概要

組織図の左図が現行組織、右図が改正後組織で、下線部は廃止・変更、**囲み**は新設・再編等による組織を仮称で記載しています。

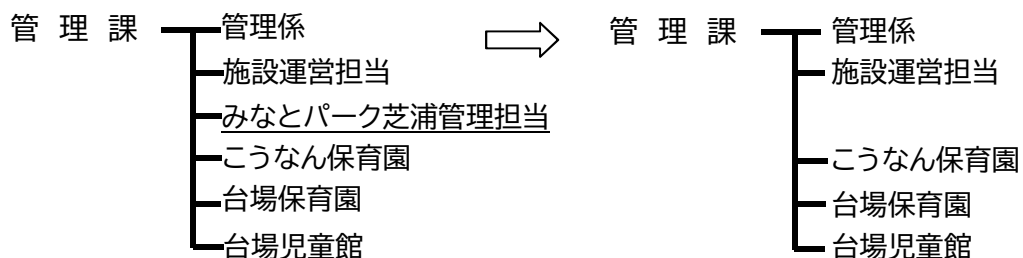
#### (1) 赤坂地区総合支所 管理課

赤坂子ども中高生プラザ青山館の開設に伴い、青山児童館を廃止します。



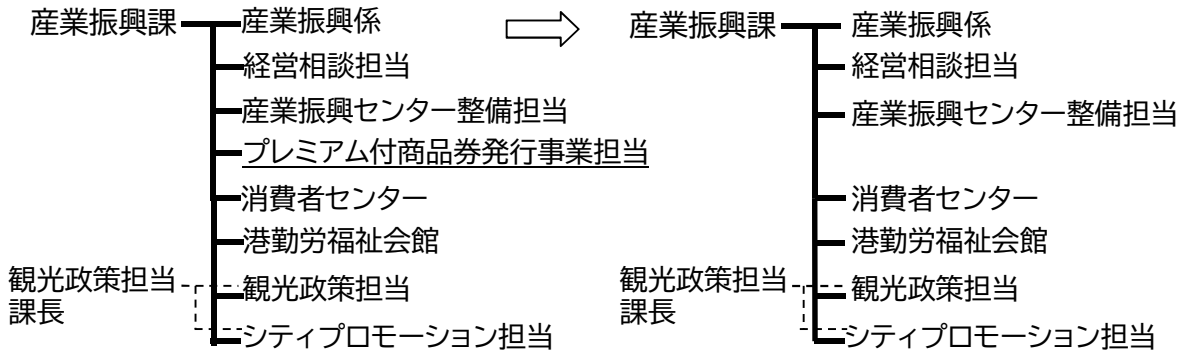
#### (2) 芝浦港南地区総合支所 管理課

区内最大の複合施設である、みなとパーク芝浦の維持管理や施設間の調整等を担うみなとパーク芝浦管理担当（担当係長制）について、（仮称）芝浦第二小学校の新築工事、ペディストリアンデッキ延伸接続工事等に伴う業務の拡大や数多くの視察に円滑に対応するため、管理係に統合して業務を集約し、係のスケールメリットを生かした柔軟な執行体制を確保することにより、効率的な業務執行と働きやすい職場づくりを進めます。



(3) 産業・地域振興支援部 産業振興課

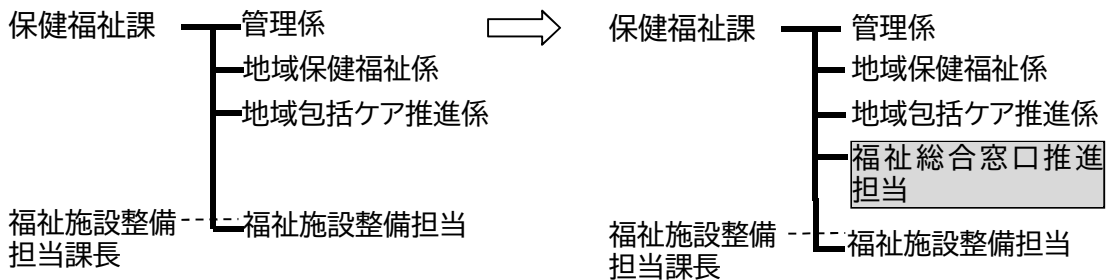
プレミアム付商品券発行事業が本年度末をもって終了することから、プレミアム付商品券発行事業担当（担当係長制）を廃止し、清算事務等を産業振興係に引き継ぐこととします。



(4) 保健福祉支援部

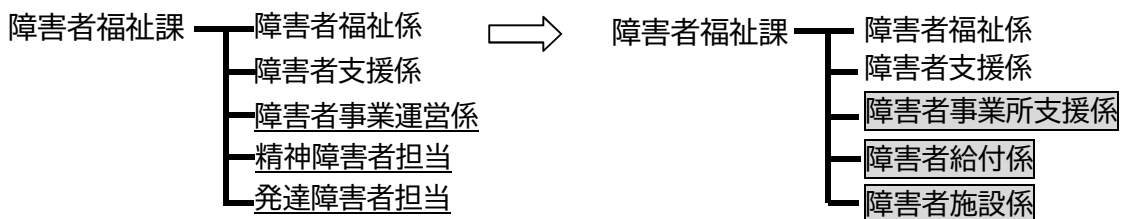
① 保健福祉課

8050問題やダブルケア等、個人や家庭、世帯が抱える福祉分野を横断する複合的な問題に迅速かつ的確に対応する窓口を設置し、包括的な相談体制の構築を推進するため、福祉総合窓口推進担当（担当係長制）を設置します。



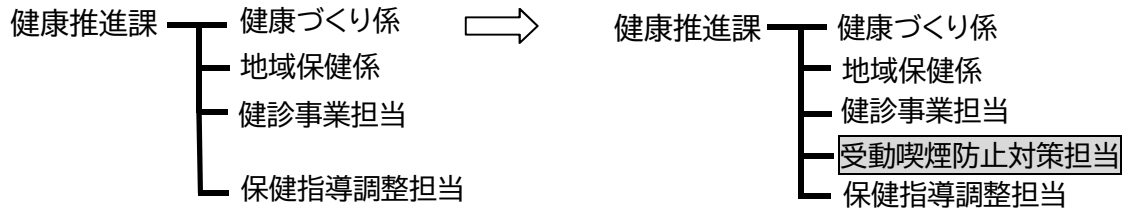
② 障害者福祉課

障害者総合支援法に基づき、障害の種別等にかかわらず、子どもから大人まで切れ目のない支援を充実させるとともに、令和3年4月の児童相談所設置に向けて、児童相談所設置市事務への準備を円滑に実施するため、障害者福祉課の分掌事務を抜本的に見直し、障害者事業運営係、精神障害者担当（担当係長制）及び発達障害者担当（担当係長制）を障害者事業所支援係、障害者給付係及び障害者施設係に再編します。



## (5) みなと保健所 健康推進課

令和2年4月の改正健康増進法及び東京都の受動喫煙防止条例の完全実施を踏まえ、これまでの普及啓発や窓口相談業務に加え、特定飲食提供施設からの届出受理、義務違反者に対する指導、勧告、命令、罰則適用等の行政指導や処分を警察等関係機関と緊密に連携して業務を執行する必要があることから、受動喫煙防止対策担当（担当係長制）を設置します。



## (6) 子ども家庭支援部

令和3年4月の児童相談所設置に向けて、児童相談所設置準備担当の執行体制を強化するとともに、保育・児童施設計画担当が担う保育施設及び児童施設の配置計画等の事務を子ども家庭支援部全体で再編し、児童相談所設置市事務への対応を含めて執行体制を強化します。

### ① 児童相談所設置準備担当部長

令和3年4月の児童相談所設置に向けて、令和2年度は東京都からのケース引継ぎ、他自治体や関係機関との連携強化、地域との関係性の構築、庁内調整等準備業務を円滑に遂行する必要があるため、児童相談所設置準備担当部長を設置し、児童相談所長に任用予定の部長級職員を配置することで、執行体制を強化します。

### ② 子ども家庭課

子ども家庭係及び青少年育成担当（担当係長制）を子ども・子育て支援係及び子ども青少年育成係に再編し、保育・児童施設計画担当が所管する子育て支援推進会議に関する事務や児童館、子ども中高生プラザ等に関する事務を移管します。

### ③ 保育政策課

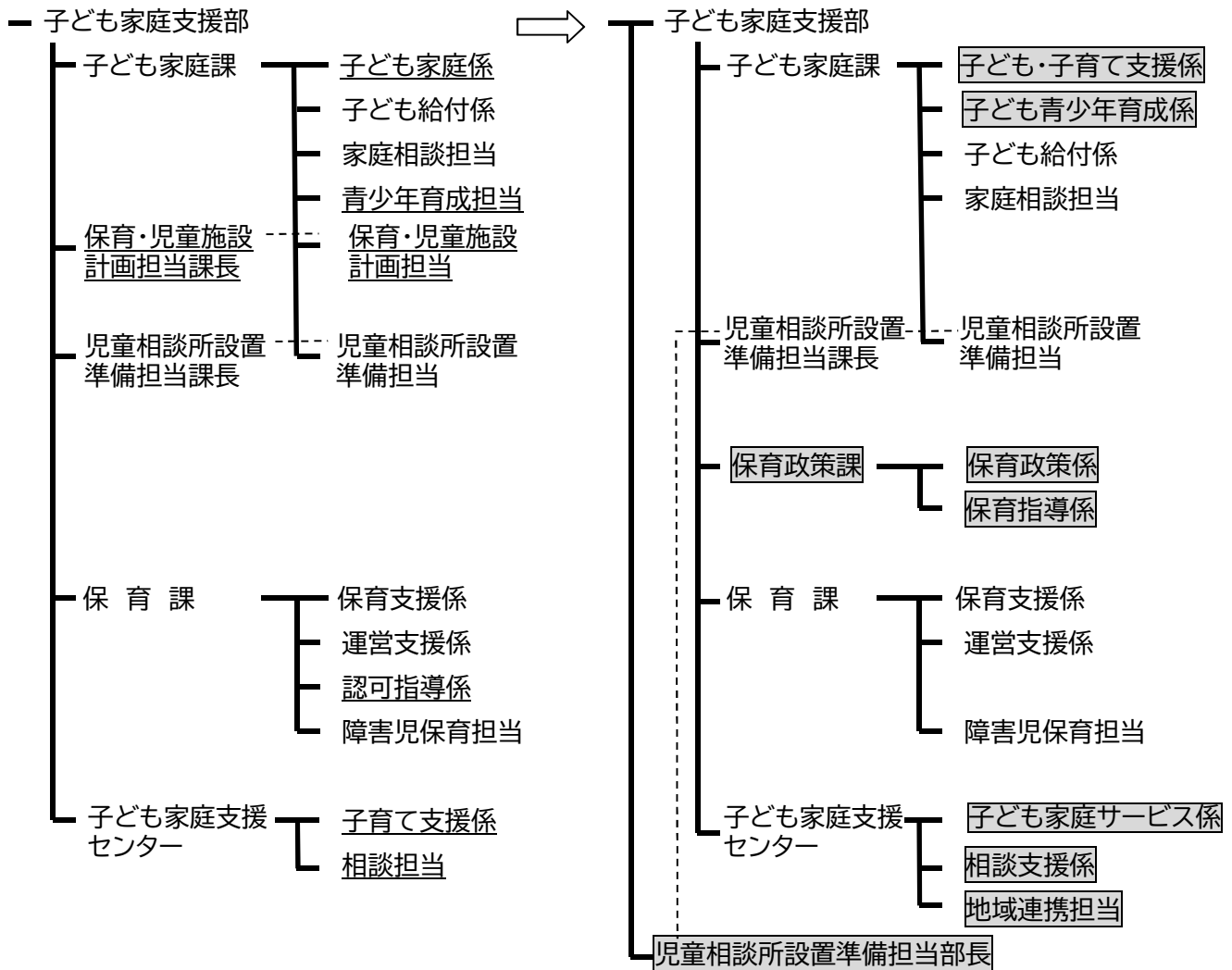
保育・児童施設計画担当課長を廃止して保育政策課を設置し、保育・児童施設計画担当が所管する保育施設の配置計画や保育定員拡大、保育園の整備・誘致等に関する事務を保育政策係に引き継ぐとともに、保育課から認可指導係を移管して名称を保育指導係とし、保育施設の計画・整備から認可・指導の一連の業務を一体的に担う体制を構築します。

### ④ 保育課

認可指導係の保育政策課への移管により2係1担当制へ移行し、引き続き、認可保育園等の入所や区立保育園の運営等の事務を所管することとします。

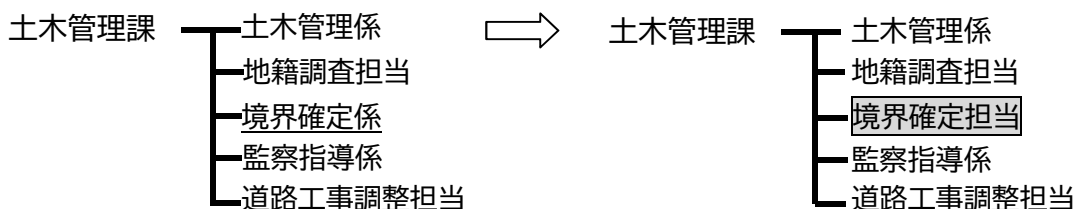
### ⑤ 子ども家庭支援センター

令和3年4月の児童相談所設置に向けて、令和2年4月から児童相談所との連携を視野に入れた相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活性化、地域の子ども・子育て支援活動の支援を強化するため、子育て支援係及び相談担当を子ども家庭サービス係及び相談支援係に再編し、地域連携担当（担当係長制）を設置します。



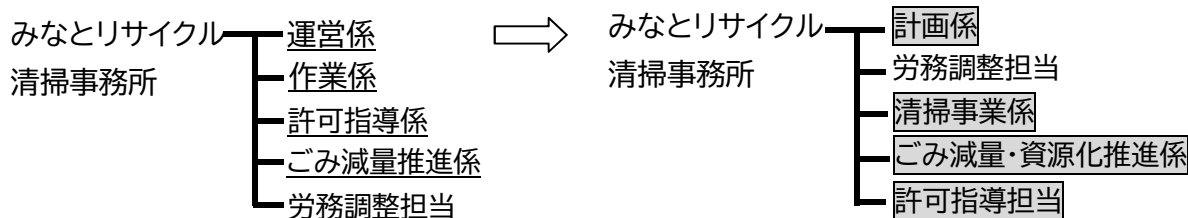
(7) 街づくり支援部 土木管理課

区民の財産に関する専門的で困難性の高い境界確定業務を、より一層、適正かつ円滑に執行するため、境界確定担当（担当係長制）を設置し、境界確定係を土木管理係に統合することで、係のスケールメリットを生かした柔軟な執行体制を確保し、業務の平準化と効率的な業務執行を図ります。



(8) 環境リサイクル支援部 みなとりサイクル清掃事務所

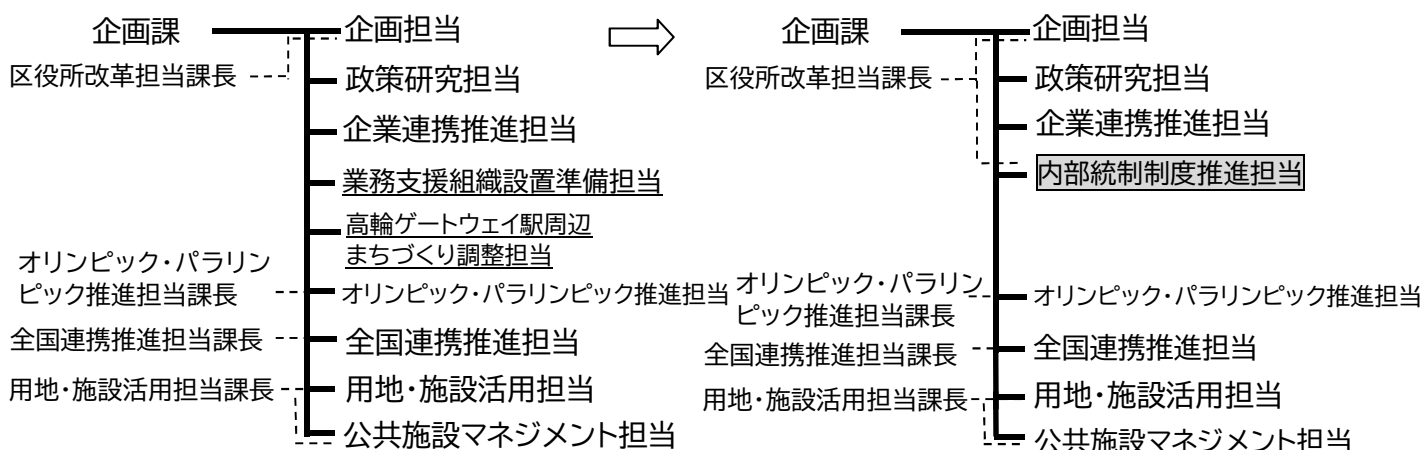
区民のライフラインである清掃事業を安全かつ確実に実施するとともに、食品ロス削減推進法の施行や海洋プラスチックごみ問題などの新たな課題に対して、効果的に施策を展開するため、みなとりサイクル清掃事務所の分掌事務を抜本的に見直し、運営係、作業係、許可指導係及びごみ減量推進係を計画係、清掃事業係、ごみ減量・資源化推進係及び許可指導担当（担当係長制）に再編します



(9) 企画経営部 企画課

事務執行適正化に向けた区の実施を、改正地方自治法（令和2年4月施行）に基づく内部統制制度として取組強化を図るため、内部統制制度推進担当（担当係長制）を設置します。

また、業務支援組織設置準備担当及び高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり調整担当（担当係長制）について、庁内外の連携・調整や課題の検討・解決を企画課全体で推進していくため、企画担当（担当係長制）に整理・統合することとします。



(10) 教育委員会事務局

平成30年度に教育推進部と学校教育部の2部制に改編した事務局体制について、令和2年4月に港区立みなと科学館を併設する新教育センターを開設することを機に、より一層、迅速かつ的確に教育課題に対応するため、教育推進部が担う学校教育に関する事務を学校教育部に集約し、組織・分掌事務を再編することにより、効率的・効果的な執行体制を確立します。

① 教育推進部 教育長室

教職員、区職員、区費講師等の給与を含む人事管理を一体的に管理し、学校教育を担う人材の効果的な活用を図るとともに、教職員の働き方改革のより一層の推進に向けて区立幼稚園・学校の人事事務を一元化するため、教職員支援係を教育指導課に移管します。

また、教育行政の個別計画の統括、私立幼稚園・学校に関する事務を、教育企画担当（担当係長制）から引き継ぎ、教育推進担当（担当係長制）を設置します。

② 教育推進部 教育企画担当課長

現在、教育企画担当課長が所管する学びの多様性プロジェクト等の学校教育に関する企画業務を教育指導課に移管するとともに、（仮称）芝浦第二小学校の開設、赤坂小中一貫校の導入等、学校の配置に関する業務を、学校の設置、建設計画、学区域の設定、学事等の事務を一体的に推進するため、学務課に移管します。

また、教育行政の個別計画の統括、私立幼稚園・学校に関する事務は、教育長室に引き継ぎ、教育企画担当課長及び教育企画担当（担当係長制）を廃止します。

### ③ 学校教育部 学務課

教育企画担当（担当係長制）から、（仮称）芝浦第二小学校の開設、赤坂小中一貫校の導入等、学校の配置に関する業務を引き継ぎ、学校計画担当（担当係長制）を設置するとともに、学事担当（担当係長制）を学事係に再編します。

また、特別支援相談担当（担当係長制）の業務を教育指導課に移管し、特別な支援を必要とする児童、生徒への教育センターの相談センター機能を強化します。

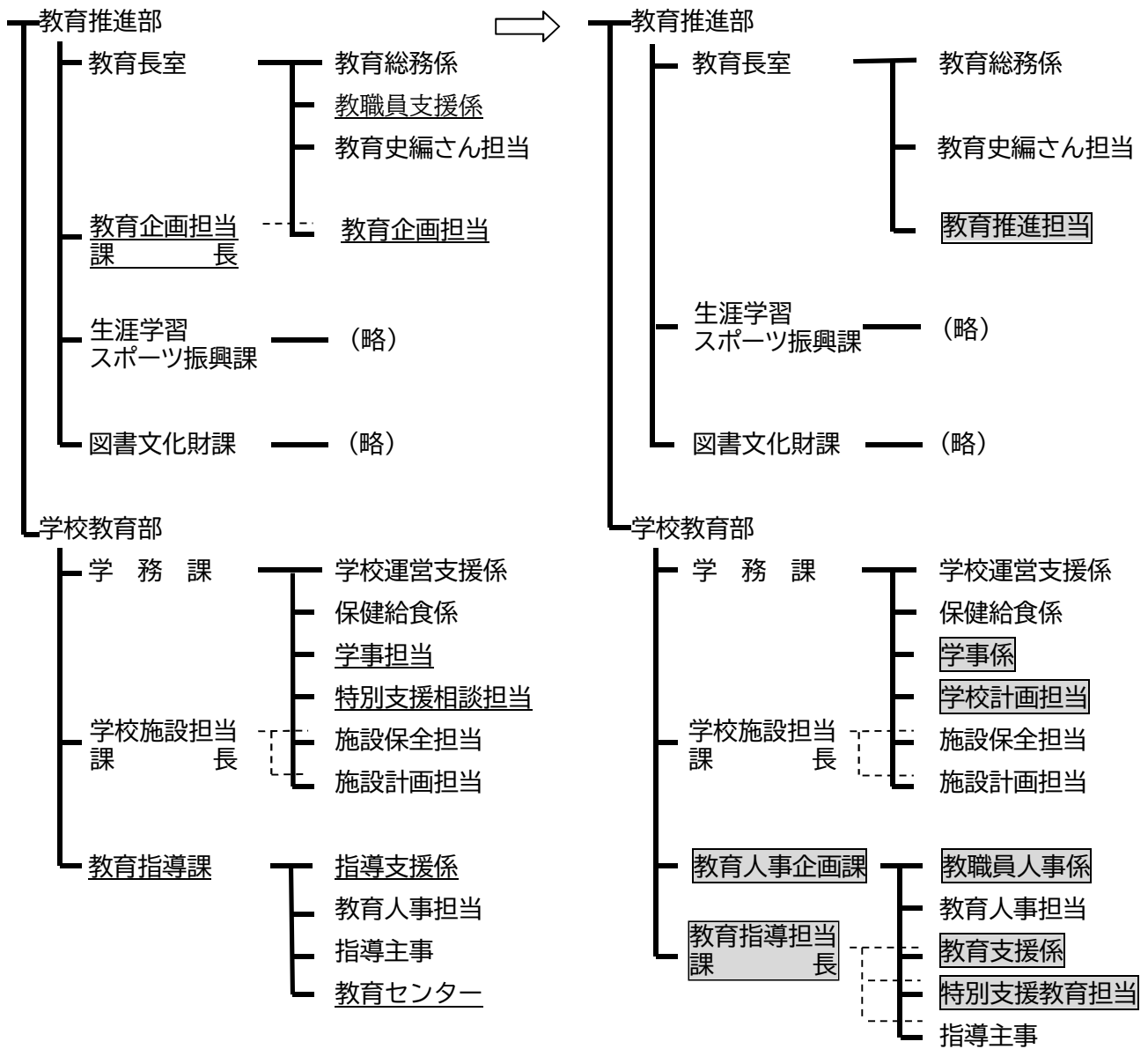
### ④ 学校教育部 教育指導課

国際人育成や特別支援教育、ICTツールの適正使用等の情報活用能力の育成など、多くの教育課題への対応、さらに教職員の働き方改革を含む学校現場の指導支援と教職員の人事管理を充実させるため、教育指導課を教育人事企画課、教育指導担当課長の1課1担当課長制に再編します。

教育人事企画課は、学校教育の企画調整、教職員の人事管理を担うとともに、教育長室から教職員支援係を引き継ぎ、名称を教職員人事係に改め、学校に関わる人材を戦略的に配置・活用する役割を担います。

教育指導担当課長は、学校現場の教育支援機能を担います。また、教育センターを所管して現行の教育相談に加え、学務課から特別支援相談担当を引き継ぎ、名称を特別支援教育担当（担当係長制）とするとともに、適応指導教室を所管することにより、不登校等への対応を含めた相談センター機能を強化します。さらに、若手教職員の増加に伴う指導力向上のため、カリキュラムセンター機能の強化を図るとともに、新たに設置する港区立みなと科学館を所管し、体験学習機能の確立と安全・安心な施設運営を確保するための執行体制を構築します。

（教育委員会事務局の組織改正図は次ページ参照）



## 主な分掌事務(案)

### (1) 各総合支所

#### 管理課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>管理係</p> <p>1 総合支所の予算及び決算に関すること。</p> <p>2 総合支所の調整及び管理運営に関すること。</p> <p>3 職員の服務及び福利厚生に関すること。</p> <p>4 職員の研修及び育成に関すること。</p> <p>5 文書類の收受、配布、発送及び保存に関すること。</p> <p>6 庁内管理及び庁舎の維持管理に関すること。(芝地区総合支所及び芝浦港南地区総合支所を除く。)</p> <p>7 区民センターに関すること。(芝地区総合支所を除く。)</p> <p>8 台場コミュニティがらぎの維持管理に関すること。(芝浦港南地区総合支所に限る。)</p> <p>9 伝統文化交流館に関すること。(芝浦港南地区総合支所に限る。)</p> <p>10 その他施設に関すること。</p> <p>11 人権問題に関すること。</p> <p>12 同和問題に関すること。</p> <p>13 情報公開に関すること。</p> <p>14 自己情報開示等請求に係る相談に関する。</p> <p>15 区政資料の収集及び提供に関すること。(芝地区総合支所を除く。)</p> <p>16 区が発行する有償刊行物の販売に関すること。(芝地区総合支所を除く。)</p> <p>17 ふるさと納税に係る寄付金の受領に関すること。</p> <p>18 区民の意見、要望、陳情等に関すること。</p> <p>19 区民の声を広く聴くための事業の実施に関すること。</p> <p>20 総合支所間の連絡調整に関すること。(芝地区総合支所に限る。)</p> <p>21 総合支所協議会の運営に関すること。(芝地区総合支所に限る。)</p> <p>22 総合支所内他の課及び課内他の係等に属しないこと。</p>	<p>管理係</p> <p>1 総合支所の予算及び決算に関すること。</p> <p>2 総合支所の調整及び管理運営に関すること。</p> <p>3 職員の服務及び福利厚生に関すること。</p> <p>4 職員の研修及び育成に関すること。</p> <p>5 文書類の收受、配布、発送及び保存に関すること。</p> <p>6 庁内管理及び庁舎の維持管理に関すること。(芝地区総合支所及び芝浦港南地区総合支所を除く。)</p> <p>7 区民センターに関すること。(芝地区総合支所を除く。)</p> <p>8 台場コミュニティがらぎの維持管理に関すること。(芝浦港南地区総合支所に限る。)</p> <p>9 伝統文化交流館に関すること。(芝浦港南地区総合支所に限る。)</p> <p>10 <u>庁内管理及びみなとパーク芝浦の施設全体の維持管理に関すること。(芝浦港南地区総合支所に限る。)</u></p> <p>11 その他施設に関すること。</p> <p>12 人権問題に関すること。</p> <p>13 同和問題に関すること。</p> <p>14 情報公開に関すること。</p> <p>15 自己情報開示等請求に係る相談に関する。</p> <p>16 区政資料の収集及び提供に関すること。(芝地区総合支所を除く。)</p> <p>17 区が発行する有償刊行物の販売に関すること。(芝地区総合支所を除く。)</p> <p>18 ふるさと納税に係る寄付金の受領に関すること。</p> <p>19 区民の意見、要望、陳情等に関すること。</p> <p>20 区民の声を広く聴くための事業の実施に関すること。</p> <p>21 総合支所間の連絡調整に関すること。(芝地区総合支所に限る。)</p> <p>22 総合支所協議会の運営に関すること。(芝地区総合支所に限る。)</p> <p>23 総合支所内他の課及び課内他の係等に属しないこと。</p>
<p><u>みなとパーク芝浦管理担当(芝浦港南地区総合支所に限る。)</u></p> <p>1 <u>庁内管理及びみなとパーク芝浦の施設全体の維持管理に関すること。</u></p>	<p><i>[廃止]</i></p>

### (2) 産業・地域振興支援部

#### 産業振興課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>産業振興係</p> <p>1 産業振興施策の企画、計画及び調整に関すること。</p>	<p>産業振興係</p> <p>1 産業振興施策の企画、計画及び調整に関すること。</p>



2 中小企業の振興に関すること。 3 港区中小企業振興審議会に関すること。 4 中小企業従業員の定着安定に関すること。 5 中小企業従業員の講習会及び研修会に関すること。 6 商工業に係る資料の収集及び情報の提供に関すること。 7 商店街活動の活性化に関すること。 8 産業団体組織の育成指導に関すること。 9 業界別団体の育成指導に関すること。 <u>10 課内他の担当に属しないこと。</u>	2 中小企業の振興に関すること。 3 港区中小企業振興審議会に関すること。 4 中小企業従業員の定着安定に関すること。 5 中小企業従業員の講習会及び研修会に関すること。 6 商工業に係る資料の収集及び情報の提供に関すること。 7 商店街活動の活性化に関すること。 8 産業団体組織の育成指導に関すること。 9 業界別団体の育成指導に関すること。 <u>10 プレミアム付商品券発行事業に関すること。</u> <u>11 課内他の担当に属しないこと。</u>
<u>プレミアム付商品券発行事業担当</u> 1 <u>プレミアム付商品券発行事業に関すること。</u>	〔廃止〕

### (3) 保健福祉支援部

#### 保健福祉課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔なし〕	<b>福祉総合窓口推進担当</b> 1 <u>福祉総合窓口の体制準備及び推進に関すること。</u>

#### 障害者福祉課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<b>障害者福祉係</b> 1 障害者の保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 障害者の保健福祉施策の広報に関すること。 3 障害者サービス事業に関すること。 4 障害者団体の育成及び連絡調整に関すること。 5 特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団に関すること。 6 障害者サービスの苦情解決及び相談に関すること。 7 民間サービス提供事業者の育成に関すること。 <u>8 被爆者の医療費助成等に関すること。</u> 9 課内他の係等に属しないこと。	<b>障害者福祉係</b> 1 障害者の保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 障害者の保健福祉施策の広報に関すること。 3 障害者サービス事業に関すること。 4 障害者団体の育成及び連絡調整に関すること。 5 特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団に関すること。 6 障害者サービスの苦情解決及び相談に関すること。 7 民間サービス提供事業者の育成に関すること。 <u>8 障害者の意思疎通支援に関すること。</u> 9 課内他の係等に属しないこと。
<b>障害者支援係</b> <u>1 障害者の支援に関すること。</u> 2 障害者地域自立支援協議会に関すること。 3 障害者サービスの調査、調整、法規等に関すること。 4 障害者に係る自立支援給付等に関すること。 5 障害者通所支援に関すること。 6 障害支援区分の認定調査に関すること。 7 障害支援区分審査会の運営に関すること。 8 障害者総合相談窓口の運営に関すること。 9 障害者虐待防止センターに関すること。 10 障害者に係るケアマネジメント従事者及び会議従事者の育成に関すること。 11 障害者の就労支援に関すること。 <u>12 障害福祉サービス事業者の指導に関すること。</u> 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に係る各総合支所との調整に関すること。 14 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に係る	<b>障害者支援係</b> <u>1 障害者・障害児の支援に関すること。</u> 2 障害者地域自立支援協議会に関すること。 3 障害者サービスの調査、調整、法規等に関すること。 4 障害者に係る自立支援給付等に関すること。 5 障害者通所支援に関すること。 6 障害支援区分の認定調査に関すること。 7 障害支援区分審査会の運営に関すること。 8 障害者総合相談窓口の運営に関すること。 9 障害者虐待防止センターに関すること。 10 障害者に係るケアマネジメント従事者及び会議従事者の育成に関すること。 11 障害者の就労支援に関すること。 <u>12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に係る各総合支所との調整に関すること。(給付に関するものを除く。)</u> 13 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に係る

<p>各総合支所との調整に関すること。</p> <p><u>15 自立支援医療(精神障害者通院助成)の進達に関すること。</u></p> <p><u>16 精神障害者保健福祉手帳の進達に関すること。</u></p> <p><u>17 自立支援給付、障害児通所給付等の経理に関すること。</u></p>	<p>各総合支所との調整に関すること。</p> <p><u>14 精神障害者の福祉施策に関すること。</u></p> <p><u>15 高次脳機能障害者等の福祉施策に関すること。</u></p> <p><u>16 発達障害者及び発達障害児の福祉施策に関すること。</u></p> <p><u>17 発達支援センター機能に関すること。</u></p> <p><u>18 障害児の療育相談に関すること。</u></p> <p><u>19 総合的な療育支援体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>20 児童相談所設置市事務の準備に関すること。</u></p>
<p><b>障害者事業運営係</b></p> <p><u>1 障害者住宅に関すること。</u></p> <p><u>2 障害保健福祉センターに関すること。</u></p> <p><u>3 知的障害者グループホームに関すること。</u></p> <p><u>4 障害者支援ホームに関すること。</u></p> <p><u>5 障害者の手当に関すること。</u></p> <p><u>6 身体障害者手帳及び愛の手帳の進達に関すること。</u></p> <p><u>7 身体障害者手帳指定医に関すること。</u></p> <p><u>8 特殊疾病(難病)の医療費助成に関すること。</u></p> <p><u>9 障害者の紙おむつ、福祉キャブの運行及び緊急通報システム事業等に関すること。</u></p> <p><u>10 障害者のタクシー利用券の給付及び自動車燃料費助成等に関すること。</u></p>	<p><i>〔廃止〕</i></p>
<p><b>精神障害者担当</b></p> <p><u>1 精神障害者の福祉施策に関すること。</u></p> <p><u>2 精神障害者地域活動支援センター等に関すること。</u></p> <p><u>3 精神障害者グループホームに関すること。</u></p> <p><u>4 高次脳機能障害者等の福祉施策に関すること。</u></p>	<p><i>〔廃止〕</i></p>
<p><b>発達障害者担当</b></p> <p><u>1 発達障害者及び発達障害児の福祉施策に関すること。</u></p> <p><u>2 児童発達支援センターに関すること。</u></p> <p><u>3 発達支援センター機能に関すること。</u></p> <p><u>4 障害児の療育相談に関すること。</u></p> <p><u>5 総合的な療育支援体制の整備に関すること。</u></p>	<p><i>〔廃止〕</i></p>
<p><i>〔なし〕</i></p>	<p><b>障害者事業所支援係</b></p> <p><u>1 障害福祉サービス事業者の指導に関すること。</u></p> <p><u>2 自立支援給付、障害児通所給付等の経理に関すること。</u></p>
<p><i>〔なし〕</i></p>	<p><b>障害者給付係</b></p> <p><u>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に係る各総合支所との調整に関すること。(給付に関すること)</u></p> <p><u>2 障害者手帳等の進達に関すること。</u></p> <p><u>3 心身障害者福祉手当等に関すること。</u></p> <p><u>4 身体障害者手帳指定医に関すること。</u></p> <p><u>5 在宅障害者への給付に関すること。</u></p> <p><u>6 医療費助成等に関すること。</u></p>
<p><i>〔なし〕</i></p>	<p><b>障害者施設係</b></p> <p><u>1 障害者住宅の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>2 障害保健福祉センターの管理運営に関すること。</u></p> <p><u>3 児童発達支援センターの管理運営に関すること。</u></p> <p><u>4 障害者支援ホーム南麻布の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>5 精神障害者地域活動支援センター等の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>6 障害者グループホームの管理運営に関すること。</u></p> <p><u>7 障害者施設の維持管理等に関すること。(障害者施設への補助金を含む。)</u></p>

#### (4) みなと保健所

##### 健康推進課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>健康づくり係</p> <p>1 区民等に対する保健事業の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 地域保健に係る思想の普及及び向上(生活衛生課及び保健予防課の所管に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>3 地域保健の統計及び調査に関すること。</p> <p>4 健康づくりの推進に関すること。</p> <p>5 生活習慣病の予防による医療以外の保健事業に関すること。</p> <p>6 健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づく健康教育及び健康相談に関すること。</p> <p>7 健康増進法に基づく健康診査に関すること。</p> <p>8 がん対策の推進及び調整に関すること。</p> <p>9 がん検診に関すること。</p> <p>10 一般健康診断に関すること。</p> <p>11 国民健康・栄養調査に関すること。</p> <p>12 栄養指導業務の推進及び調整に関すること。</p> <p>13 栄養指導に係る健康づくりの推進に関すること。</p> <p>14 健康増進センターに関すること。</p> <p>15 受動喫煙防止対策に関すること。</p> <p>16 課内他の係等に属しないこと。</p>	<p>健康づくり係</p> <p>1 区民等に対する保健事業の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 地域保健に係る思想の普及及び向上(生活衛生課及び保健予防課の所管に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>3 地域保健の統計及び調査に関すること。</p> <p>4 健康づくりの推進に関すること。</p> <p>5 生活習慣病の予防による医療以外の保健事業に関すること。</p> <p>6 健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づく健康教育及び健康相談に関すること。</p> <p>7 健康増進法に基づく健康診査に関すること。</p> <p>8 がん対策の推進及び調整に関すること。</p> <p>9 がん検診に関すること。</p> <p>10 一般健康診断に関すること。</p> <p>11 国民健康・栄養調査に関すること。</p> <p>12 栄養指導業務の推進及び調整に関すること。</p> <p>13 栄養指導に係る健康づくりの推進に関すること。</p> <p>14 健康増進センターに関すること。</p> <p>15 課内他の係等に属しないこと。</p>
[なし]	<p>受動喫煙防止対策担当</p> <p>1 受動喫煙防止対策に関すること。</p>

#### (5) 子ども家庭支援部

##### 子ども家庭課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>子ども家庭係</p> <p>1 子育て支援施策の計画及び調整に関すること。</p> <p>2 児童館、子ども中高生プラザ等に関すること。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>4 子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>5 部の予算及び決算に関すること。</p> <p>6 部の調整及び管理運営に関すること。</p> <p>7 部内他の課及び課内他の係等に属しないこと。</p>	<p>子ども・子育て支援係</p> <p>1 子ども・子育て支援施策の計画及び調整に関すること。</p> <p>2 子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>3 子育て支援推進会議に関すること。</p> <p>4 児童相談所設置市事務の実施及び調整に関すること。</p> <p>5 部の予算及び決算に関すること。</p> <p>6 部の調整及び管理運営に関すること。</p> <p>7 部内他の課及び課内他の係等に属しないこと。</p>
<p>青少年育成担当</p> <p>1 青少年の健全育成に関すること。</p> <p>2 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>3 青少年対策地区委員会に関すること。</p>	<p>子ども青少年育成係</p> <p>1 児童館、子ども中高生プラザ等に関すること。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>3 児童館、子ども中高生プラザ等の配置に関すること。</p> <p>4 児童館、子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ等の施設計画の調整に関すること</p> <p>5 子どもの未来応援施策の実施及び調整に関すること。</p> <p>6 青少年の健全育成に関すること。</p> <p>7 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>8 青少年対策地区委員会に関すること。</p>

保育・児童施設計画担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>保育・児童施設計画担当</p> <p>1 保育園等の配置に関する<u>こと。</u></p> <p>2 保育園等の施設計画の調整に関する<u>こと。</u></p> <p>3 私立認可保育園等の整備の助成に関する<u>こと。</u></p> <p>4 児童館、子ども中高生プラザ等の配置に関する<u>こと。</u></p> <p>5 児童館、子ども中高生プラザ等の施設計画の調整に関する<u>こと。</u></p> <p>6 児童高齢者交流プラザ及び保育所型認定こども園の調整に関する<u>こと。</u></p>	<p>(廃止)</p>

保育政策課【新設】

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>[なし]</p>	<p>保育政策係</p> <p>1 保育施設及び認定こども園の配置・計画に関する<u>こと。</u></p> <p>2 子ども・子育て支援法が定める施設の基準及び確認に関する<u>こと。</u></p> <p>3 地域型保育事業の認可に関する<u>こと。</u></p> <p>4 私立認可保育園等の整備の助成に関する<u>こと。</u></p> <p>5 児童相談所設置市事務の準備に関する<u>こと。</u></p> <p>6 課内他の係等に属しない<u>こと。</u></p>
<p>[なし]</p>	<p>保育指導係</p> <p>1 保育園及び地域型保育事業等の指揮監督に関する<u>こと。</u></p> <p>2 保育実務の助言及び指導に関する<u>こと。</u></p> <p>3 保育の専門研修に関する<u>こと。</u></p>

保育課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>認可指導係</p> <p>1 地域型保育事業の認可に関する<u>こと。</u></p> <p>2 保育園及び地域型保育事業等の確認及び指揮監督に関する<u>こと。</u></p> <p>3 保育実務の助言及び指導に関する<u>こと。</u></p> <p>4 保育の専門研修に関する<u>こと。</u></p>	<p>(保育政策課に移管)</p>

子ども家庭支援センター

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>子育て支援係</p> <p>1 子ども・子育て支援に係るサービスの提供に関する<u>こと。</u></p> <p>2 子ども・子育て支援に係る情報の提供に関する<u>こと。</u></p> <p>3 子ども・子育て支援に係る地域活動の支援に関する<u>こと。</u></p> <p>4 センターの施設の利用に関する<u>こと。</u></p> <p>5 センター内他の担当に属しない<u>こと。</u></p>	<p>子ども家庭サービス係</p> <p>1 子ども・子育て支援に係るサービスの提供に関する<u>こと。</u></p> <p>2 子ども・子育て支援に係る情報の提供に関する<u>こと。</u></p> <p>3 子ども・子育て支援に係る地域活動の支援に関する<u>こと。</u></p> <p>4 センターの施設の利用に関する<u>こと。</u></p> <p>5 センター内他の担当に属しない<u>こと。</u></p>
<p>相談担当</p>	<p>相談支援係</p>

1 子ども・子育てに係る相談、調査等に関すること。 2 要保護児童等の相談に関すること。 3 港区要保護児童対策地域協議会に係る関係機関との連携及び調整に関すること。	1 子ども・子育てに係る相談、調査等に関すること。 2 要保護児童等の相談に関すること。 3 港区要保護児童対策地域協議会における要保護児童等の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
〔なし〕	<u>地域連携担当</u> <u>1 港区要保護児童対策地域協議会に係る運営及び関係機関との連携に関すること。</u> <u>2 子ども・子育て支援に係る地域活動の支援に関すること。</u>

## (6) 街づくり支援部

### 土木管理課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>土木管理係</u> 1 土木施設の財産管理及び道路台帳等に関すること。 2 土木施設の管理に係る総合調整に関すること。 3 特別区道、区有通路及び法定外公共物の認定、変更及び廃止に関すること。 4 公園、児童遊園、緑地及び公衆便所の設置、変更及び廃止に関すること。 5 寄付等による道路、公園等の用地(都市計画道路及び都市計画公園用地を除く。)及び施設の受領に関すること。 6 土地境界図等の証明及び交付に関すること。 7 課内他の係等に属しないこと。	<u>土木管理係</u> 1 土木施設の財産管理及び道路台帳等に関すること。 2 土木施設の管理に係る総合調整に関すること。 3 特別区道、区有通路及び法定外公共物の認定、変更及び廃止に関すること。 4 公園、児童遊園、緑地及び公衆便所の設置、変更及び廃止に関すること。 5 寄付等による道路、公園等の用地(都市計画道路及び都市計画公園用地を除く。)及び施設の受領に関すること。 6 土地境界図等の証明及び交付に関すること。 <u>7 道路等の境界確定の実施に関すること。</u> <u>8 公物管理者としての立会いに関すること。</u> <u>9 地籍調査に関すること。</u> 10 課内他の係等に属しないこと。
<u>境界確定係</u> 1 道路等の境界確定の実施に関すること。 2 公物管理者としての立会いに関すること。	<u>境界確定担当</u> 1 道路等の境界確定に関すること。 2 道路等境界の立会いに関すること。

## (7) 環境リサイクル支援部

### みなとりサイクル清掃事務所

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>運営係</u> 1 清掃事業に係る企画、調査及び調整に関すること。 2 廃棄物処理の基本方針に関すること。 3 廃棄物の収集作業計画等に関すること。 4 清掃関連施設に関すること。 5 職員の給与、服務及び福利厚生等人事に関すること。 6 文書類の收受、配布、発送及び保存に関すること。 7 所の労働安全衛生に関すること。 8 廃棄物の収集及び運搬に係る経理に関すること。 9 動物死体処理に関すること。 10 廃棄物処理手数料に関すること。 11 所内他の係等に属しないこと。	<u>計画係</u> 1 清掃事業に係る企画、調査及び調整に関すること。 2 廃棄物処理の基本方針に関すること。 3 東京二十三区清掃一部事務組合等との連絡調整に関すること 4 所及び清掃関連施設の維持管理に関すること。 5 職員の給与、服務及び福利厚生等人事に関すること。 6 文書類の收受、配布、発送及び保存に関すること。 7 廃棄物処理手数料に関すること。 8 廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。 9 清掃協力会に関すること。 10 所内他の係等に属しないこと。
<u>労務調整担当</u> 1 清掃事業の調整に関すること。 2 労務調整に関すること。 3 労務管理に関すること。	<u>労務調整担当</u> 1 労務調整に関すること。 2 労務管理に関すること。 3 その他清掃事業の調整に関すること。

<p>作業係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物処理計画に関すること。</li> <li>2 廃棄物の収集及び運搬に関すること。</li> <li>3 廃棄物の処理量の算定に関すること。</li> <li>4 廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。</li> <li>5 大規模建築物の廃棄物及び資源の保管場所等に関すること。</li> <li>6 作業の統計に関すること。</li> <li>7 自動車の運営管理及び修理に関すること。</li> <li>8 自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。</li> <li>9 自動車運行の統計に関すること。</li> <li>10 作業用燃料の管理に関すること。</li> <li>11 その他清掃作業に関すること。</li> </ol>	<p>清掃事業係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物及び資源物の収集及び運搬に関すること。</li> <li>2 廃棄物及び資源物の収集作業計画等に関すること。</li> <li>3 清掃関連施設の運営及び計画に関すること。</li> <li>4 廃棄物の処理量の算定に関すること。</li> <li>5 廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。(計画係に属するものを除く。)</li> <li>6 動物死体処理に関すること。</li> <li>7 大規模建築物の廃棄物及び資源物の保管場所等に関すること。</li> <li>8 作業の統計に関すること。</li> <li>9 自動車の運営管理及び修理に関すること。</li> <li>10 自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。</li> <li>11 自動車運行の統計に関すること。</li> <li>12 作業用燃料の管理に関すること。</li> <li>13 労働安全衛生に関すること。</li> <li>14 その他清掃作業に関すること。</li> </ol>
<p>ごみ減量推進係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の調査及び普及啓発に関すること。</li> <li>2 ごみの発生抑制、再使用及び再生利用事業に関すること。</li> <li>3 廃棄物処理の指導に関すること。</li> <li>4 資源化センターに関すること。</li> </ol>	<p>ごみ減量・資源化推進係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に関すること。</li> <li>2 分別収集計画に関すること。</li> <li>3 資源物の分別回収及び集団回収に関すること。</li> <li>4 資源物の持ち去りの防止に関すること。</li> <li>5 資源化センターに関すること。</li> <li>6 プラスチック資源の循環に関すること。</li> <li>7 食品ロスの削減の推進に関すること。</li> <li>8 廃棄物処理の許可及び指導に関すること。</li> </ol>
<p>許可指導係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再利用及び資源化の推進に関すること。</li> <li>2 大規模排出事業者等の排出指導に関すること。</li> <li>3 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。</li> <li>4 し尿及び浄化槽関連の指導に関すること。</li> </ol>	<p>許可指導担当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模排出事業者等の排出指導に関すること。</li> <li>2 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。</li> <li>3 し尿及び浄化槽関連の指導に関すること。</li> </ol>

## (8) 企画経営部

### 企画課 (抜粋)

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>企画担当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区の政策形成に関すること。</li> <li>2 区の総合計画の策定及び管理に関すること。</li> <li>3 区の施策及び事務事業の総合調整に関すること。</li> <li>4 区民参画に関すること。</li> <li>5 区役所改革に関すること。</li> <li>6 行政改革の推進に関すること。</li> <li>7 行政組織に関すること。</li> <li>8 事務改善の企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>9 行政考査に関すること。</li> <li>10 先駆的施策の調整に関すること。</li> <li>11 区の制度に関すること。</li> <li>12 事務事業移管の総合調整に関すること。</li> <li>13 教育、学術及び文化の振興に係る総合調整に関すること。</li> <li>14 指定管理者制度に関すること。</li> <li>15 港区指定管理者選定委員会に関すること。</li> </ol>	<p>企画担当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区の政策形成に関すること。</li> <li>2 区の総合計画の策定及び管理に関すること。</li> <li>3 区の施策及び事務事業の総合調整に関すること。</li> <li>4 区民参画に関すること。</li> <li>5 区役所改革に関すること。</li> <li>6 行政改革の推進に関すること。</li> <li>7 行政組織に関すること。</li> <li>8 事務改善の企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>9 行政考査に関すること。</li> <li>10 先駆的施策の調整に関すること。</li> <li>11 区の制度に関すること。</li> <li>12 事務事業移管の総合調整に関すること。</li> <li>13 教育、学術及び文化の振興に係る総合調整に関すること。</li> <li>14 指定管理者制度に関すること。</li> <li>15 港区指定管理者選定委員会に関すること。</li> </ol>

<p>16 ふるさと納税に係る総合調整に関すること。  17 部の予算及び決算に関すること。  18 部の調整及び管理運営に関すること。  19 部内他の課及び課内他の担当に属しないこと。</p>	<p>16 ふるさと納税に係る総合調整に関すること。  17 <u>業務支援組織に係る調整に関すること</u>  18 <u>高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり推進本部の運営に関すること。</u>  19 <u>高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり推進に係る調整に関すること。</u>  20 部の予算及び決算に関すること。  21 部の調整及び管理運営に関すること。  22 部内他の課及び課内他の担当に属しないこと。</p>
<p>業務支援組織設置準備担当  1 <u>業務支援組織の設置準備に関すること。</u>  2 <u>業務支援組織に係る調整に関すること。</u></p>	〔廃止〕
<p>高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり調整担当  1 <u>高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり推進本部の運営に関すること。</u>  2 <u>高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり推進に係る調整に関すること。</u></p>	〔廃止〕
〔なし〕	<p>内部統制制度推進担当  1 <u>内部統制制度の推進に関すること。</u></p>

## (9) 教育推進部

### 教育長室（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>教職員支援係  1 <u>学校教職員等(都費教職員、都費嘱託員及び都費講師をいう。以下同じ。)、教育指導課長、指導主事及び幼稚園教育職員(園長、副園長及び幼稚園教諭をいう。以下同じ。)の給与、旅費及び報酬に関すること。</u>  2 <u>学校教職員等、教育指導課長、指導主事及び幼稚園教育職員の共済組合及び互助組合等に関すること。</u>  3 <u>学校教職員(都費教職員をいう。ただし、再任用職員を除く。)、教育指導課長、指導主事及び幼稚園教育職員の退職手当に関すること。</u>  4 <u>学校教職員(都費教職員をいう。以下同じ。)、教育指導課長及び指導主事の厚生会に関すること。</u>  5 <u>教職員住宅に関すること。</u>  6 <u>学校教職員等、教育指導課長、指導主事及び幼稚園教育職員の健康診断に関すること。</u>  7 <u>学校職員(区費職員をいう。以下同じ。)の福利厚生に関すること。</u>  8 <u>学校教職員の労働安全に関すること。</u>  9 <u>学校教職員の服務その他人事の連絡、調整に関すること。</u></p>	〔学校教育部教育人事企画課へ移管〕
〔なし〕	<p>教育推進担当  1 <u>教育行政の総合的な調整に関すること。</u>  2 <u>港区立公私立幼稚園調整審議会に関すること。</u>  3 <u>私立学校支援に関すること。</u></p>

### 教育企画担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
教育企画担当	〔廃止〕

1 教育行政の総合的な計画及び調整に関すること。 2 港区立公私立幼稚園調整審議会に関すること。 3 区立幼稚園、小学校及び中学校の適正配置に関すること。 4 私立学校支援に関すること。	
--	--

(10) 学校教育部

学務課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
学校運営支援係 1 区立幼稚園、小学校及び中学校の設置及び廃止に関すること。 2 就学事務に関すること。 3 学級編制に関すること。 4 就学援助等に関すること。 5 区立幼稚園、小学校及び中学校の運営に関すること。 6 区立幼稚園、小学校及び中学校の予算、決算、経理に関すること。 7 区立幼稚園、小学校及び中学校の教材、備品等の整備に関すること。 8 区立幼稚園、小学校及び中学校の施設の維持管理に関すること。 9 箱根ニコニコ高原学園に関すること。 10 部の予算及び決算に関すること。 11 部の調整及び管理運営に関すること。 12 部内他の課及び課内他の係等に属しないこと。	学校運営支援係 1 就学援助等に関すること。 2 区立小学校及び中学校の運営支援に関すること。 3 区立小学校及び中学校の予算、決算、経理に関すること。 4 区立小学校及び中学校の教材、備品等の整備に関すること。 5 区立幼稚園、小学校及び中学校の施設の維持管理に関すること。 6 箱根ニコニコ高原学園の運営に関すること。 7 部の予算及び決算に関すること。 8 部の調整及び管理運営に関すること。 9 部内他の課及び課内他の係等に属しないこと。
学事担当 1 区立幼稚園、小学校及び中学校の学事に関すること。 2 学事相談に関すること。	学事係 1 就園、就学事務に関すること。 2 学級編制に関すること。 3 学校基本調査に関すること。 4 区立幼稚園の運営支援に関すること。 5 区立幼稚園の予算、決算、経理に関すること。 6 区立幼稚園の教材、備品等の整備に関すること。
〔なし〕	学校計画担当 1 区立幼稚園、小学校及び中学校の設置及び廃止に関すること。 2 区立幼稚園、小学校及び中学校の適正配置に関すること。 3 教育人口推計に関すること。
特別支援相談担当 1 特別支援教育の基本計画に関すること。 2 特別支援学級に関すること。 3 就学相談及び学事相談に関すること。	〔学校教育部教育指導担当へ移管〕

教育指導課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
指導支援係	〔廃止〕



<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>学校教育の指導の支援に関すること。</u></li> <li>2 <u>教育実習の事務に関すること。</u></li> <li>3 <u>教科用図書採択の事務及び無償給与に関すること。</u></li> <li>4 <u>区費講師に関すること。</u></li> <li>5 <u>適応指導教室の運営管理に関すること。</u></li> <li>6 <u>教育センターとの連絡に関すること。</u></li> <li>7 <u>新教育センター整備に関すること。</u></li> <li>8 <u>新教育センター開設準備に関すること。</u></li> <li>9 <u>みなと科学館に関すること。</u></li> <li>10 <u>学校教育の計画及び調整に関すること。</u></li> <li>11 <u>課内他の係等に属しないこと。</u></li> </ul>	
<p><b>教育人事担当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>学校教職員等、指導主事及び幼稚園教育職員の任免、 服務、身分その他人事に関すること。</u></li> <li>2 <u>幼稚園教育職員の勤務時間その他の勤務条件に関する こと。</u></li> </ul>	[学校教育部教育人事企画課へ移管]
<p><b>指導主事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>教育課程、学習指導及び生活指導に関すること。</u></li> <li>2 <u>教科用図書採択及び教材の取扱いに関すること。</u></li> <li>3 <u>学校教職員及び幼稚園教育職員の研修に関すること。</u></li> <li>4 <u>教育センターの研究業務に関すること。</u></li> <li>5 <u>教育研究会との連絡に関すること。</u></li> <li>6 <u>適応指導教室の指導運営に関すること。</u></li> <li>7 <u>事務局内他課及び室における学校教育に関する専門的 事項に関すること。</u></li> <li>8 <u>その他学校教育に関する専門的事項の指導に関するこ と。</u></li> </ul>	[学校教育部教育指導担当へ移管]
<p><b>教育センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>センターの庶務に関すること。</u></li> <li>2 <u>センターの維持管理及び施設利用に関すること。</u></li> <li>3 <u>教科書センターの運営に関すること。</u></li> <li>4 <u>教育研究機関との連絡に関すること。</u></li> <li>5 <u>教育関係資料の収集及び展示に関すること。</u></li> <li>6 <u>研究室の調査研究に関すること。</u></li> <li>7 <u>教育相談に関すること。</u></li> <li>8 <u>教育情報の収集及び伝達に関すること。</u></li> <li>9 <u>視聴覚教育に関すること。</u></li> <li>10 <u>センター事業推進委員会に関すること。</u></li> <li>11 <u>その他センター事業に関すること。</u></li> </ul>	[廃止]

**教育人事企画課【新設】**

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
[なし]	<p><b>教職員人事係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>学校教職員等(都費教職員、都費嘱託員及び都費講師をいう。以下同じ。)、教育人事企画課長、教育指導担当課長指導主事及び幼稚園教育職員(園長、副園長及び幼稚園教諭をいう。以下同じ。)の給与、旅費及び報酬に関すること。</u></li> <li>2 <u>学校教職員等、教育人事企画課長、教育指導担当課長、指導主事及び幼稚園教育職員の共済組合及び互助組合等に関すること。</u></li> <li>3 <u>学校教職員(都費教職員をいう。ただし、再任用職員を</u></li> </ul>

	<p>除く。)、教育人事企画課長、教育指導担当課長、指導主事及び幼稚園教育職員の退職手当に関すること。</p> <p>4 学校教職員(都費教職員をいう。以下同じ。)、教育人事企画課長、教育指導担当課長及び指導主事の厚生会に関すること。</p> <p>5 教職員住宅に関すること。</p> <p>6 学校教職員等、教育人事企画課長、教育指導担当課長、指導主事及び幼稚園教育職員の健康診断に関すること。</p> <p>7 学校職員(区費職員をいう。以下同じ。)の福利厚生に関すること。</p> <p>8 学校教職員及び学校職員の労働安全に関すること。</p> <p>9 学校職員の服務その他人事の連絡、調整に関すること。</p> <p>10 幼稚園教育職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>11 会計年度任用講師に関すること。</p> <p>12 教育センターとの連絡に関すること。</p> <p>13 学校教育の企画及び計画、調整に関すること。</p> <p>14 課内他の係等に属しないこと。</p>
[なし]	<p>教育人事担当</p> <p>1 学校教職員等、指導主事及び幼稚園教育職員の任免、服務、身分その他人事に関すること。</p>

#### 教育指導担当課長【新設】

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
[なし]	<p>教育支援係</p> <p>1 教育センターの庶務に関すること。</p> <p>2 教育センターの維持管理及び施設利用に関すること。</p> <p>3 教科書センターの運営に関すること。</p> <p>4 教育研究に関すること。</p> <p>5 教育相談に関すること。</p> <p>6 学校の教育指導の支援に関すること。</p> <p>7 教育実習の事務に関すること。</p> <p>8 教科用図書の採択の事務及び無償給与に関すること。</p> <p>9 適応指導教室の運営管理に関すること。</p> <p>10 みなと科学館に関すること。</p> <p>11 その他教育センター事業に関すること。</p>
[なし]	<p>特別支援教育担当</p> <p>1 特別支援教育の基本計画に関すること。</p> <p>2 特別支援学級に関すること。</p> <p>3 就学相談及び学事相談に関すること。</p>
[なし]	<p>指導主事</p> <p>1 教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。</p> <p>2 教科用図書の採択及び教材の取扱いに関すること。</p> <p>3 学校教職員及び幼稚園教育職員の研修に関すること。</p> <p>4 教育センターの研究業務に関すること。</p> <p>5 教育研究会との連絡に関すること。</p> <p>6 適応指導教室の指導運営に関すること。</p>